

# 政治倫理審査に関する特別委員会

令和4年 11月29日 開会

令和4年 11月29日 閉会

紫波町議会

目 次

第 1 日 (11月29日)

○開 会	3
○審査結果報告書について	3
○閉 会	5

## 第4回 政治倫理審査に関する特別委員会

日 時 令和4年11月29日（火曜日）午前11時30分

場 所 紫波町役場 議場

### 協議事項

- (1) 審査結果報告書について
- (2) その他

第 1 日 (11月29日)

出席委員 (16名)

高橋敬子君	浅沼有朋君
北條聡君	阿部秀一君
戸塚美穂君	佐々木純子君
阿部美佳子君	熊谷育子君
根水康博君	細川久君
及川ひとみ君	藤原修一君
箱崎勝之君	北條喜久男君
細川恵一君	藤原恵子君

欠席委員 (なし)

説明のための出席者 (なし)

事務局職員出席者

議会事務局長 藤原信夫君	議会事務局長 石川一子君
書記 中上博樹君	

開会 午前11時28分

### ◎開会の宣告

○藤原議会事務局長 それでは、ご案内の時間にそろそろなるようでございますので、それでは第4回の政治倫理審査に関する特別委員会のほうを進めさせていただきます。

委員長からご挨拶をいただきます。

○藤原（恵）委員長 倫理条例の審査に関する特別委員会でございますが、これで本日は終わりになりますので、お疲れだと思いますが、どうぞ皆さんよろしくお願ひいたします。

それでは、委員会を進めてまいります。

ただいまの出席委員は16名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日予定している事項は、お手元に配付している次第のとおりとなります。



### ◎審査結果報告書について

○藤原（恵）委員長 次第3 協議事項に入ります。

(1) 審査結果報告書についてですが、第3回特別委員会までの委員会を踏まえ、審査結果報告書（案）を調製いたしましたので、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思ひます。

皆さん、ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤原（恵）委員長 それでは、ただいま皆様から、よろしいという確認をいただきましたので、議長に提出する審査報告書といたします。

それでは、事務局より朗読していただきます。

○藤原議会事務局長 それでは、審査結果報告書を皆様確認していただいたということで、前段の報告書の分だけ朗読して再確認ということでお願ひしたいと思ひます。

審査結果報告書。

令和4年10月14日付で審査請求があり、紫波町議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定に基づき、審査を付託された事件について下記のとおり報告します。

記。

1、審査の対象となった議員の氏名。作山秀一。

2、審査請求の対象となった事由の該当条項。紫波町議会議員政治倫理条例第4条第10号。

3、審査請求の対象となった事由の内容。令和4年10月7日金曜日、紫波酒マルシェ（オガール東広場）会場にて、21時頃、会場で酒を飲んだ審査対象議員は泥酔状態で、会場の受付に来た。受付女性Aさんに対し、撤収作業を中断させ、握手を求め、隣に座るよう強制し、おびえた受付女性Aさんは座ることにした。調査対象議員は自らの手帳を出し、議員職に対する責務などを語り始める。その後、執拗に手の甲を何度と受付女性Aさんの胸に打ち付け、胸に触れる行為をやめなかった。受付女性Bさんは、嫌がる受付女性Aさんに代わり審査対象議員の両手を抑えたが、それでも自らの手を受付女性Aさんの胸を目がけて手の甲で何度も触れようとした。また、受付女性Aさん、受付女性Bさんどちらかに、日詰商店街飲食店で同席するように強要した。

裏面です。

4、審査の結果。政治倫理基準違反行為が存在すると認定。

5、認定の理由。審査請求書に記載された当日の行動が、時系列に、状況についても詳細であったため、令和4年10月28日金曜日に審査対象議員から請求書記載内容が事実であるか否かの確認を行った。「イベントに参加したこと以外は記憶がない」との回答に終始したことから、被害を受けたとする受付女性Aさんから委員会において状況の聴取をすることとし、その方法について本人と同年11月2日に面会して相談することとしていた。しかし、審査対象議員から同年11月1日、議長に対し辞職願が提出されたことから、同年11月2日の面会に委員長及び事務局長が出向いた際、状況の聞き取りと特別委員会の審査の状況をお伝えし、委員会での聴取については実施しないこととした。

同年11月7日の令和4年紫波町議会定例会11月会議において、辞職の許否について諮られた結果、辞職が許可され、政治倫理条例における審査対象者が議員ではなくなったが、審査対象議員が新聞等報道機関の取材に対し、当日の行動について受け入れるとの回答をしていることや、10月28日の事実確認の際、条例に抵触している自覚があるなどの事実を認めると取れる発言があったことを踏まえ、第3回特別委員会において、倫理条例違反行為の事実の存否を挙手により確認し、全会一致で違反行為が存在すると認定された。

なお、審査の経過等、要旨は別紙のとおりである。以上でございます。

○藤原（恵）委員長 今、朗読していただきましたが、皆様、朗読した結果について異議ござ

いませんか。確認したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤原（恵）委員長 それでは、最終的な報告書として議長へ提出したいと思いますが、了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤原（恵）委員長 その他ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。  
戸塚委員。

○戸塚委員 今回の審査請求に当たりまして、署名をいただきました8名の議員さん、そして署名は期日で時間等々の都合がありまして、もらえなかった議員さんもおります。そして、相談に乗ってくれた議員さんもおります。本当に皆様に感謝を申し上げたいと思います。

ただ、残念だったことは、やはり記憶がないということで真相を確かめられなかった、確認できなかったこと。そして、もう一つなんです、署名に当たって私から断られたというようなことをおっしゃった議員さんがいたということ、ほかから回って聞きました。そういった事実は全くもってないということ、この場でお話をさせていただきたいと思います。

まずもって、協力いただきました議員各位の皆様には感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○藤原（恵）委員長 大変ご苦労さまでございました。

そのほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤原（恵）委員長 では、私のほうから、前回の特別委員会において、倫理ということに対して研修をして、さらに議員お一人お一人の資質向上に向けたやり方がいいのではないかというご提案がございました。しかし、特別委員会は倫理のことに対して審査する特別委員会でございますので、研修につきましては議会に託したいと思いますので、その辺は了解していただきたいと思います。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕



◎閉会の宣告

○藤原（恵）委員長 では、以上をもちまして、政治倫理審査に関する特別委員会における審査、協議を終結したいと思います。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時39分